

## 児童発達支援／放課後等デイサービス 等をご利用の方へ

平成31年4月から必要書類が変わりますが、サービスが利用できなくなることはありません

平成31年4月以降、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（以下「障害児通所支援」とします。）を申請の際には、これまでの意向確認書に代わり、

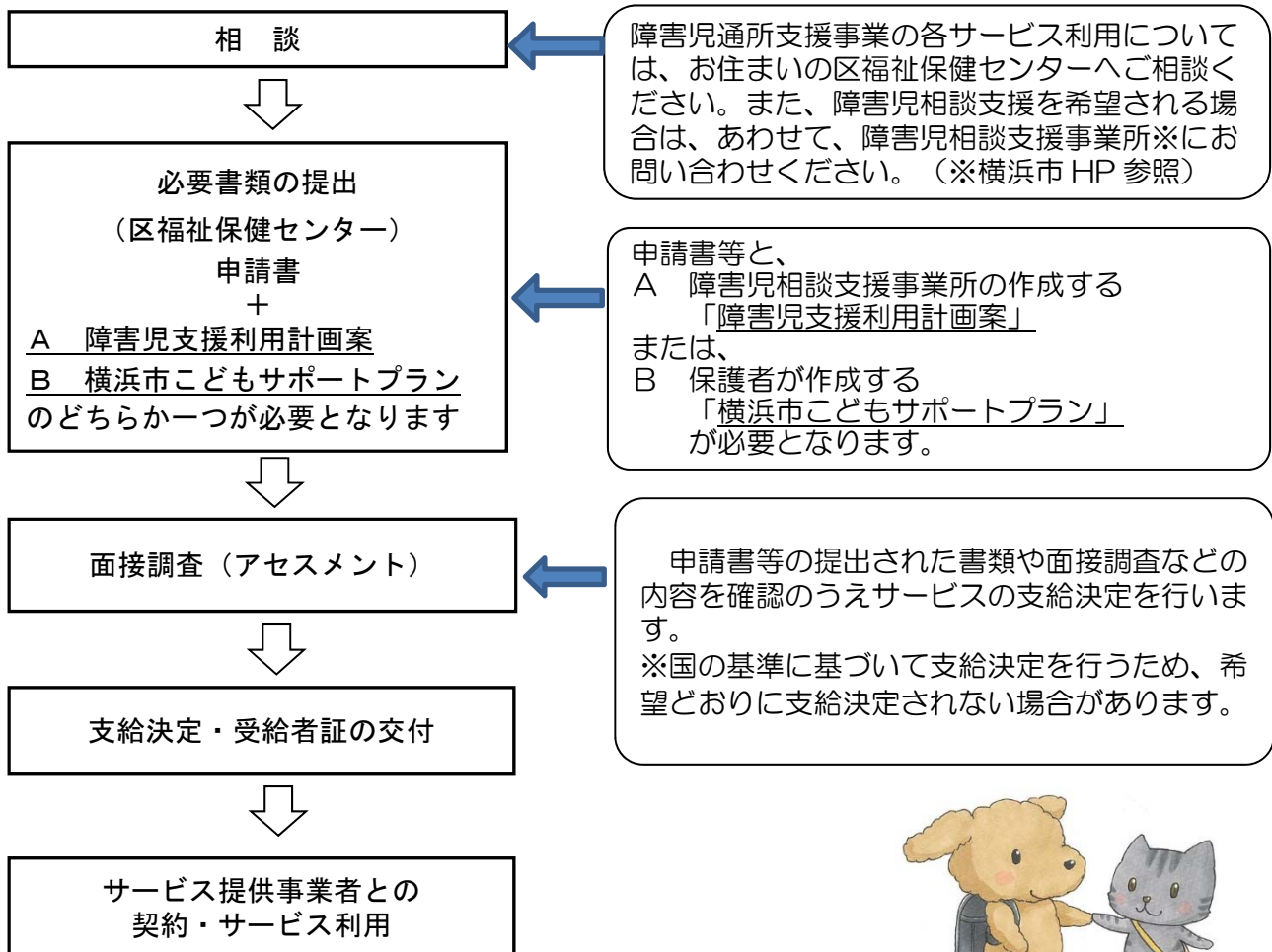
**A 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画案」**

または

**B 保護者が作成する「横浜市こどもサポートプラン」**

のいずれかを、障害児通所支援の申請書とともに、お住いの区福祉保健センターに提出していただく必要があります。なお、今回の変更によって、現在利用している、障害児通所支援が利用できなくなることはありません。障害児通所支援の新規・更新の申請時に各区福祉保健センターからご案内しますので、その際に確認していただきますよう、お願いします。

### 障害児通所支援や障害福祉サービスの新規利用の流れ



※様式及び記載例を横浜市ホームページに掲載しています。

検索

裏面あり

# 参考「横浜市子どもサポートプラン」イメージ (おもて)

## 横浜市子どもサポートプラン (記載例)

記入日: 平成 31 年 4 月 1 日  
児童氏名: 横浜 みひと (平成 20 年 10 月 10 日生)

□ 障害児支援利用計画(案)の作成について障害児相談支援事業所が見つからないため、今回は自ら横浜市子どもサポートプランを作成します。障害児相談支援事業所が見つかり次第、依頼することを希望します。  
□ 障害児通所支援事業等の利用にあたり、障害児支援利用計画(案)に代わるものとして横浜市子どもサポートプランを自ら作成することを希望します。

① 児童本人が将来希望する暮らし  
**例① パン屋さんで働きたい**  
**例② 外で過ごすのが好きだから、たくさん外で遊びたい**

② 保護者(家族)が希望する児童の将来の暮らし  
**今の時点で希望する、1年後の暮らし方**  
**例①: 今より忙、お友達と仲良くできるような生活にしたい**  
**例②: 専門学校卒業後、新しい暮らしにしたい**  
**例③: 今の暮らしを続けたい**  
**例④: 社会に出てからの暮らし方(働き方)**  
**例①: ワークホームなどで、自分らしく生活してほしい**  
**例②: 引き継ぎ施設から、障害支援などを受けて、生活してほしい**  
**例③: 本人にあった場所と、好きなことを見つけて生活してほしい**

③ 今の暮らし  
□ 日中の過ごし方: 学校等に送迎している 週 5 日 名称 ( ●●学校 )  
□ 学校等に送迎していない  
□ 就業先: 〇〇放課後サービス 週 2 日 内容 ( 余暇を楽しんでいる、又は外出している 週 2 日 )  
□ 就業先2: △△放課後キッズクラブ 週 1 日 内容 ( 家で過ごしている 週 2 日 )  
□ 就業先3: 継続就業 週 1 日 内容 ( 家で過ごしている 週 2 日 )  
□ 通院している ( 週・月 日 )

④ 児童本人が将来希望する暮らしに近づくために、これから児童に対して特に必要なこと  
**少しづつ、身の回りのことを自分でできるようになってほしい**  
(児童の通所や社会に出てからの生活を考えた際に、児童に対して特に必要と思うことを記入してください)  
(例) 少しずつ、身の回りのことを自分でできるようになってほしい、お友達と仲良く一緒に遊ぶようになってほしいなど

⑤ 家族で取り組んでいくこと  
**自分でできることを増やそう、日々の生活でできることに挑戦する**  
(法を要するものに、家庭等で取り組むことを記入してください)  
(例) 自分でできることを増やそう、日々の生活で、障がりにできるように挑戦する、など

⑥ サービス提供事業所に手伝わなくてもいいこと  
**集団での遊びなどを通じて、コミュニケーションをとれるようになってほしい**  
(法を要するものに、事業所に希望する実現内容を記入してください)  
(例) 集団での遊びや生活経験を通じて、大人や児童とのコミュニケーションをとれるようになってほしいなど

(表面 有)

(うら)

⑦ ●趣味、好きなこと、苦手なこと ● (該当項目がある場合は記入して下さい)

□ 趣味 { }  
□ 好きなこと { 音楽を聞きながら体を動かすこと }  
□ 苦手なこと { }

⑧ ●一週間の計画表(希望も含む) ●

月	火	水	木
起床・朝食	起床・朝食	起床・朝食	起床・朝食
登校	登校	登校	登校
●●学校	●●学校	●●学校	●●学校
〇〇放課後サービス	自宅	△△放課後サービス	〇〇放課後サービス
夕食			
入浴・就寝			

⑨ ●利用したい福祉サービスの種類と頻度・量・目的 ●

サービス	週	回	利用目的
児童発達支援	週	回	利用目的
医療型児童発達支援	週	回	利用目的
放課後等サービス	週	2	利用目的: 集団療育、余暇支援
保育所等訪問支援	月	回	利用目的
ホームヘルプ(居宅介護)	週	回	利用目的
移動支援	月・週	回	利用目的
短期入所	月	日	利用目的
日中一時支援	月	日	利用目的
その他	月・週	回	利用目的

⑩ ●その他事項 ●

上記の内容は、児童の希望を踏まえて、又は児童の気持ちを尊重して、将来希望する暮らしの実現のために作成した計画です。

保護者氏名 横浜 みひと 印

※詳細は横浜市 HP をご確認ください。

# 手続きに関するお問合せ先: 各区福祉保健センター

区	窓口	連絡先	区	窓口	連絡先
鶴見	こども家庭支援課	510-1839	金沢	こども家庭支援課	788-7772
神奈川	こども家庭支援課	411-7113	港北	こども家庭支援課	540-2320
西	高齢・障害支援課	320-8417	緑	こども家庭支援課	930-2432
中	こども家庭支援課	224-8199	青葉	こども家庭支援課	978-2457
南	こども家庭支援課	341-1152	都筑	こども家庭支援課	948-2321
港南	こども家庭支援課	847-8457	戸塚	こども家庭支援課	866-8468
保土ヶ谷	こども家庭支援課	334-6353	栄	こども家庭支援課	894-8959
旭	こども家庭支援課	954-6117	泉	こども家庭支援課	800-2448
磯子	こども家庭支援課	750-2439	瀬谷	こども家庭支援課	367-5703

# 制度全般に関するお問合せ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課  
(電話) 671-4278 (FAX) 663-2304

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課  
平成 31 年 3 月作成